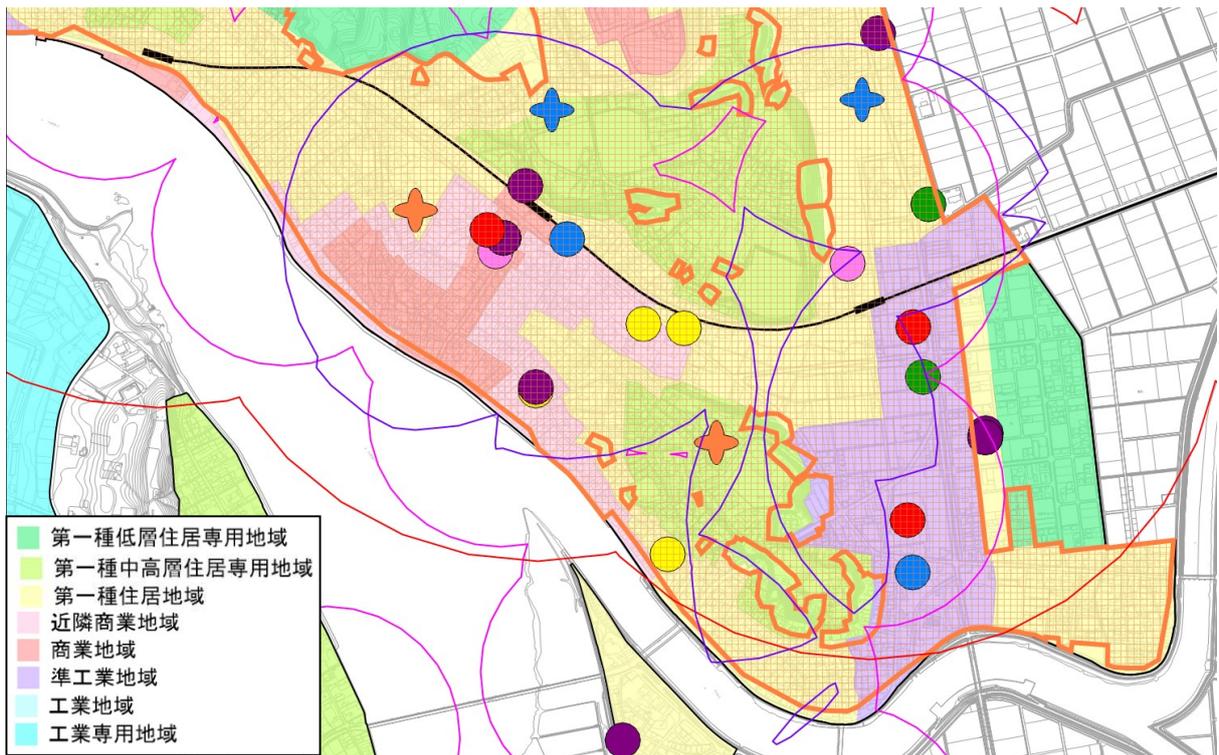
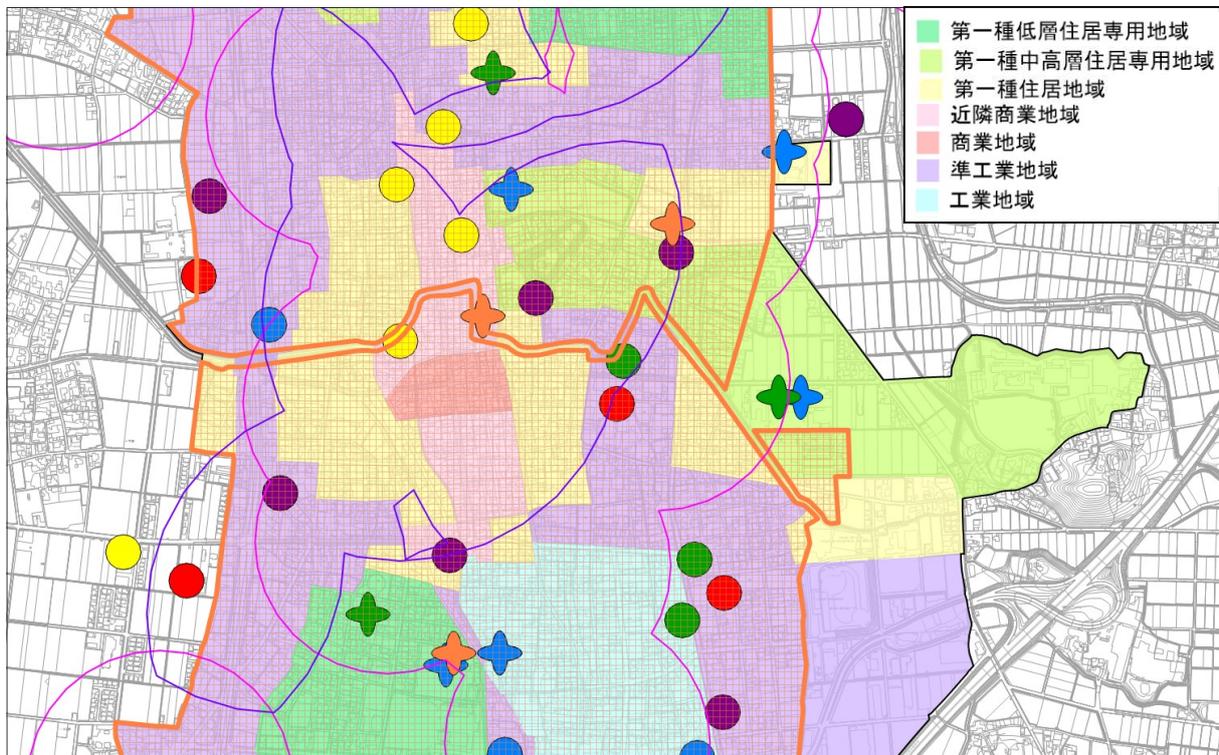


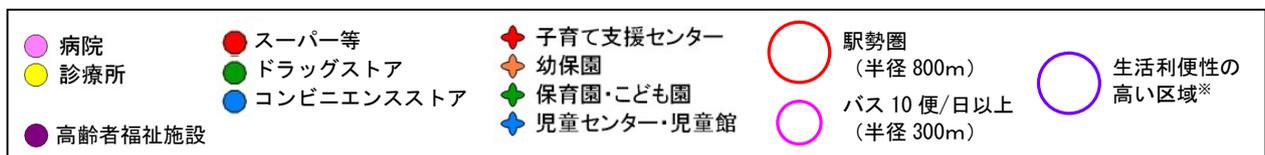
⑤ 居住誘導区域の拡大図



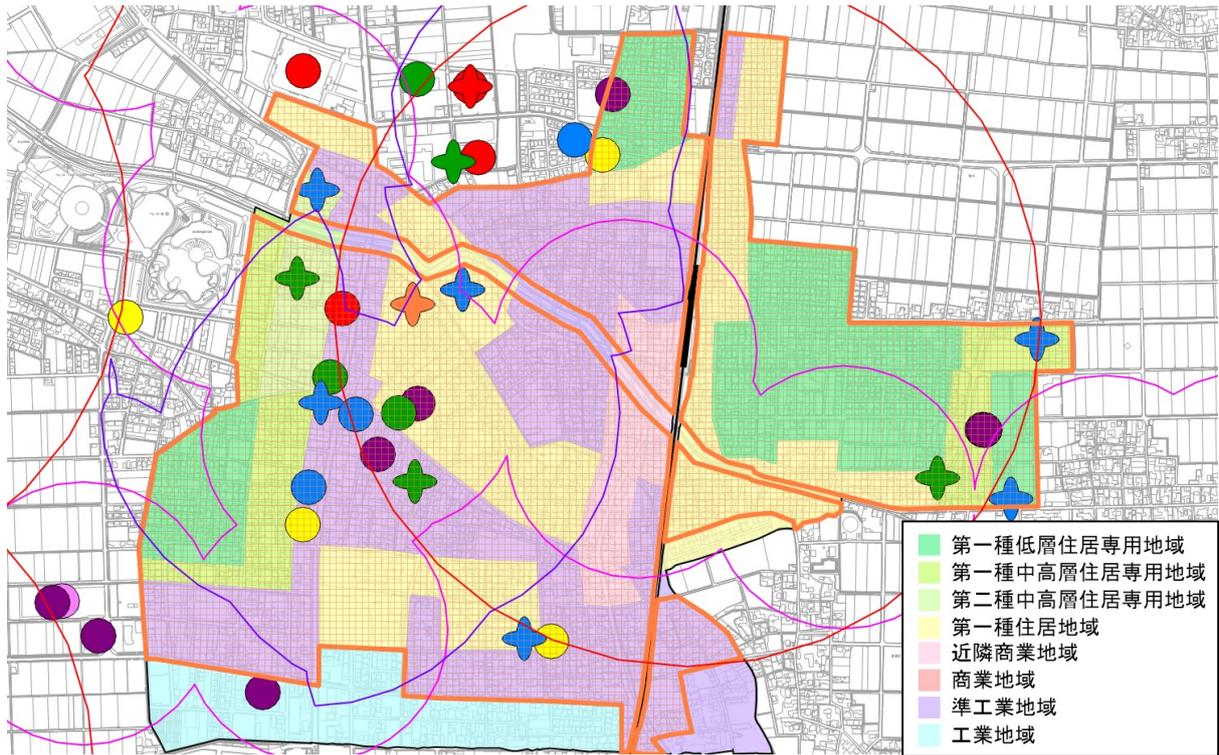
■三国市街地



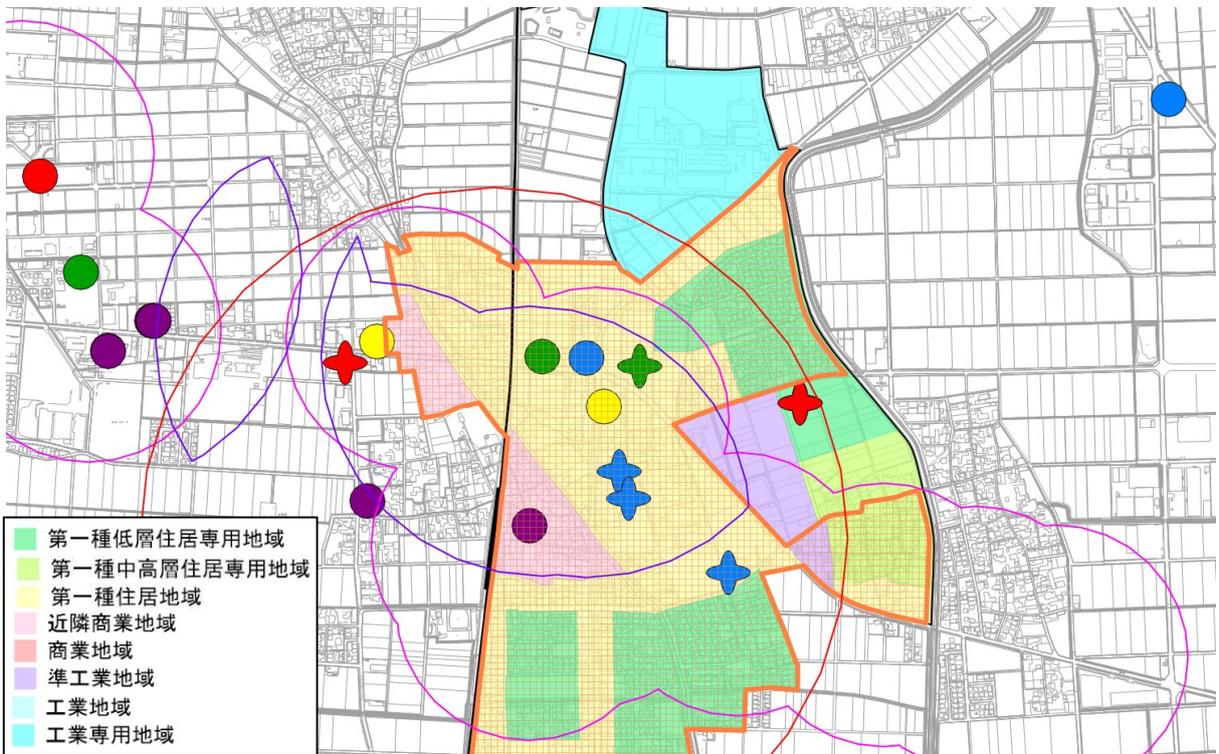
■丸岡市街地



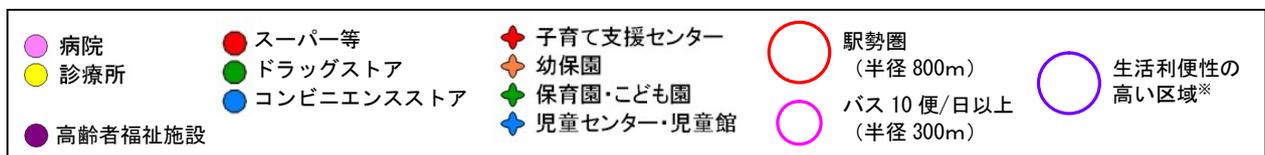
※医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の各機能が全て徒歩圏（500m圏）にある区域



■春江市街地



■坂井市街地



※医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の各機能が全て徒歩圏（500m圏）にある区域

(1) 都市機能誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域の設定（都市計画運用指針）

都市機能誘導区域設定の基本的な考え方

- ①居住誘導区域内において、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように設定

都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

- ①鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
 ②周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
 ※規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

留意すべき事項

- ・区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して設定
- ・地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定めることが望ましい
- ・居住誘導区域内に重複して設定
- ・医療・福祉・商業等の都市機能とあわせて居住を誘導することが望ましい

坂井市における都市機能誘導区域の設定方針

- ・居住誘導区域内に設定
- ・生活サービス施設の立地状況、用途地域の指定状況、鉄道駅のサービス圏等を踏まえて設定
- ・既存の都市機能の分布状況や今後の更新見通しを勘案して設定
- ・用途地域界または明確な地形地物を境界とし、地域としての一体性を有している地域

立地適正化計画の区域 = 都市計画区域

用途地域

居住誘導区域

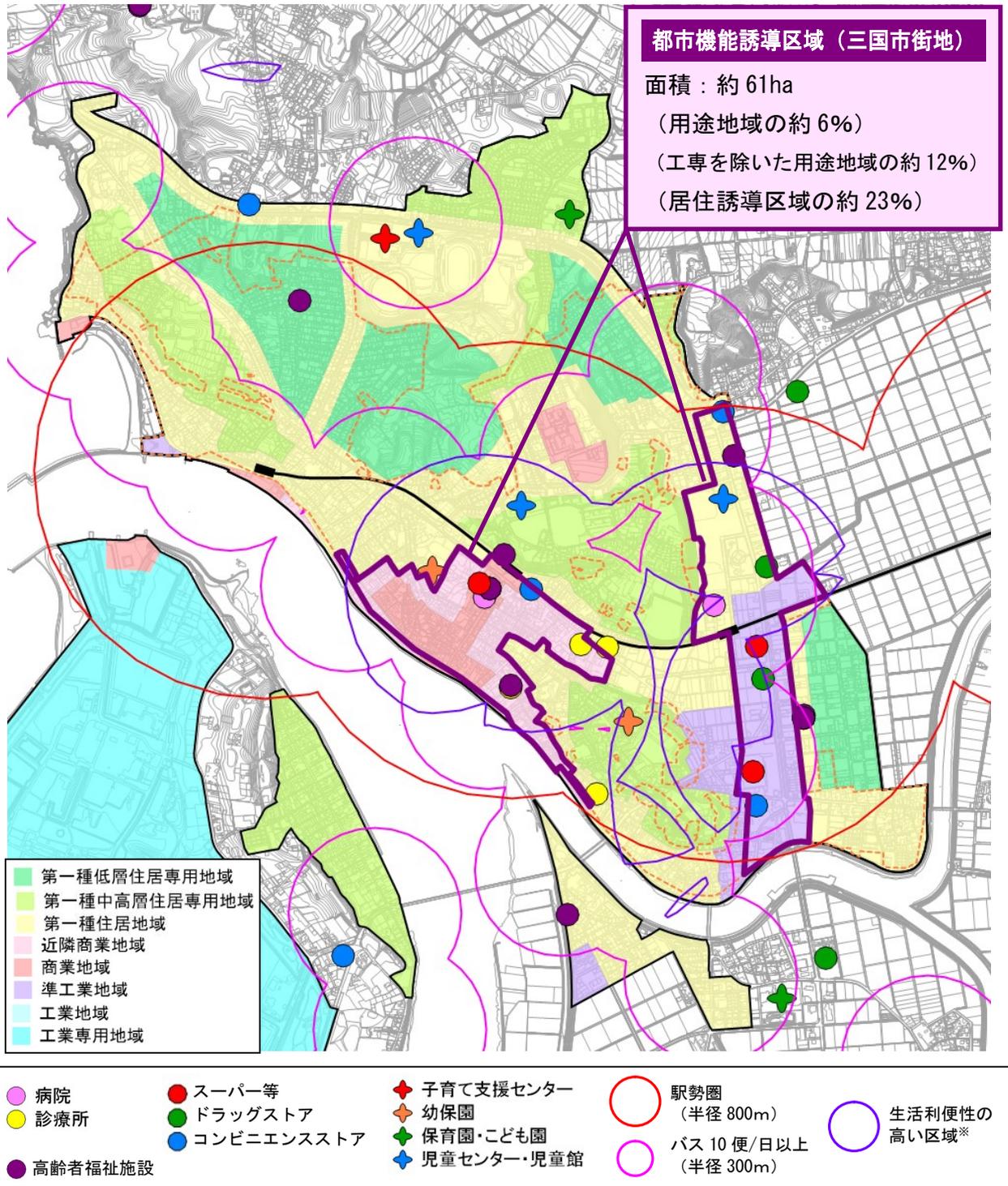
都市機能
誘導区域

都市機能誘導区域に含めることが考えられる区域

- ・公共交通の利便性が確保されている区域（主要な鉄道駅、バスターミナル周辺）
- ・医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の生活サービス施設に加え、行政サービス、教育・文化施設が含まれる区域 など
- ・地形地物で分断されず、徒歩や自転車で容易に回遊できる区域（半径 500～800mの範囲を基本）

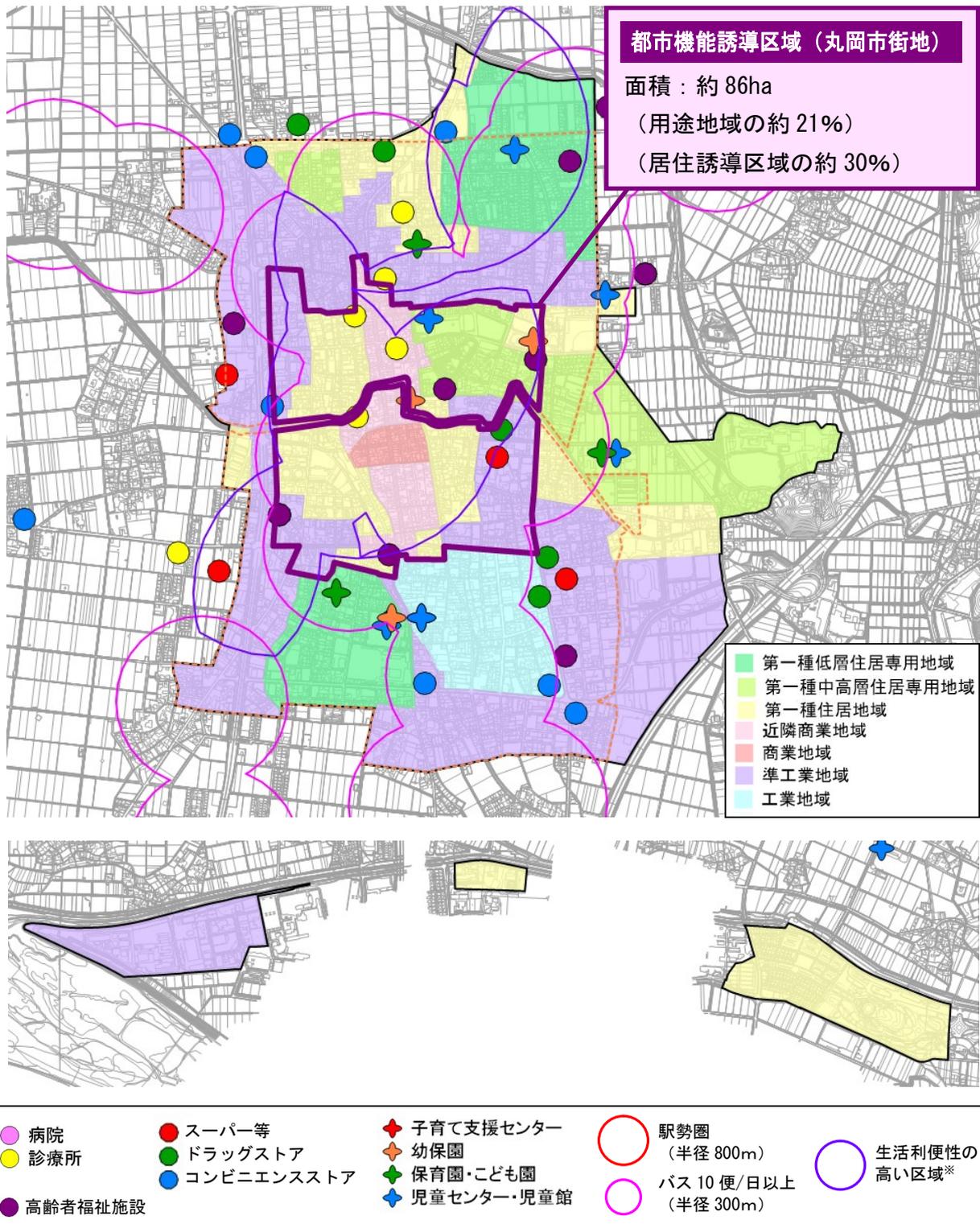
(2) 都市機能誘導区域の設定

① 三国市街地



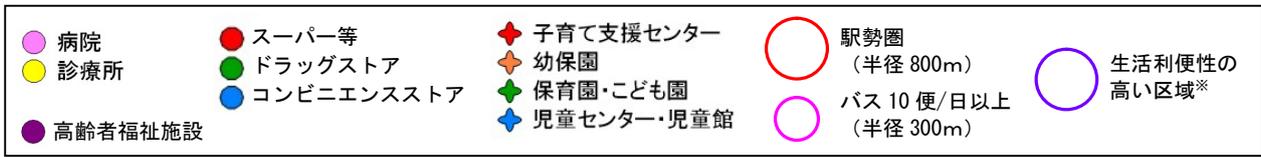
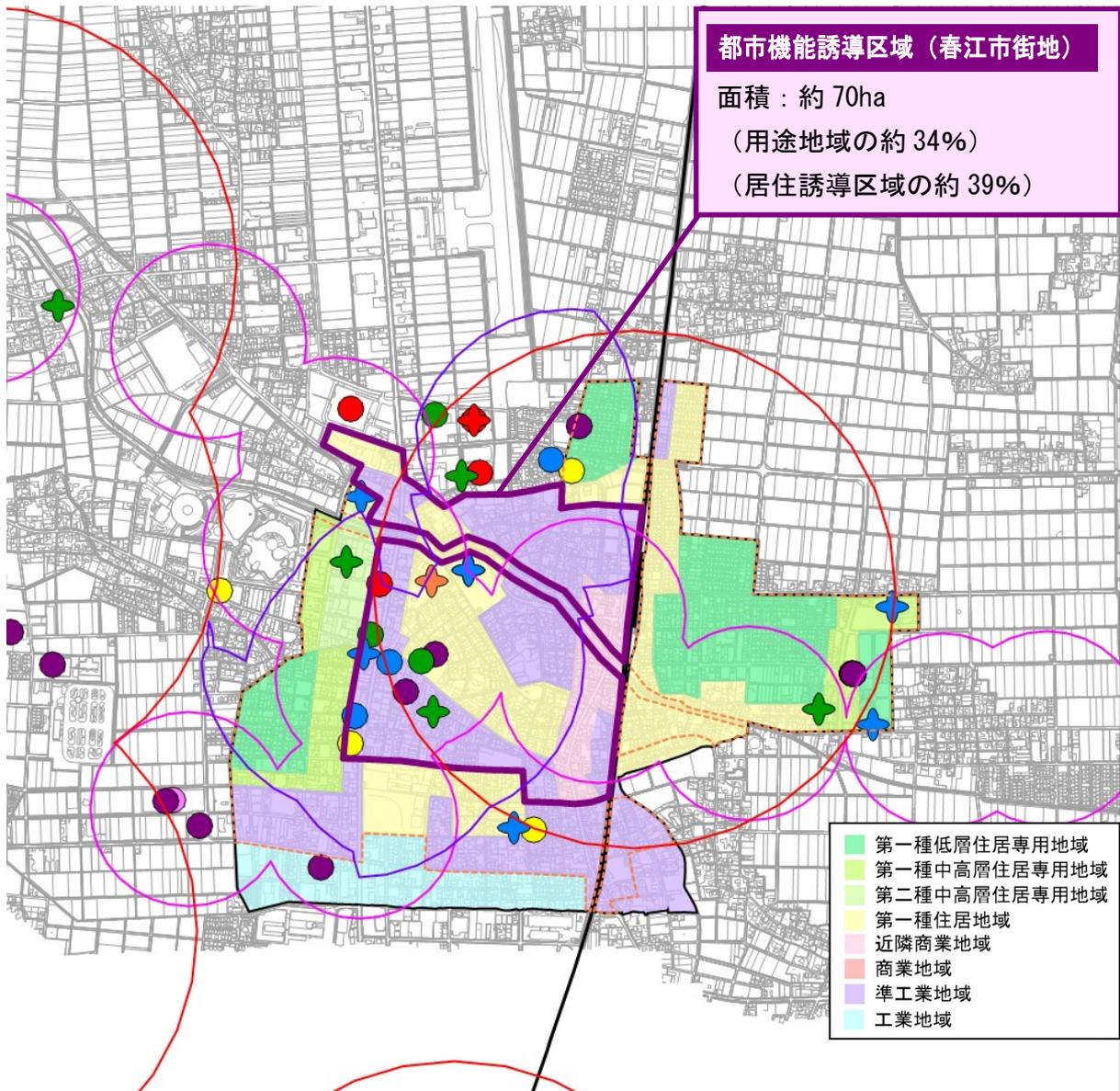
※医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の各機能が全て徒歩圏（500m圏）にある区域

② 丸岡市街地



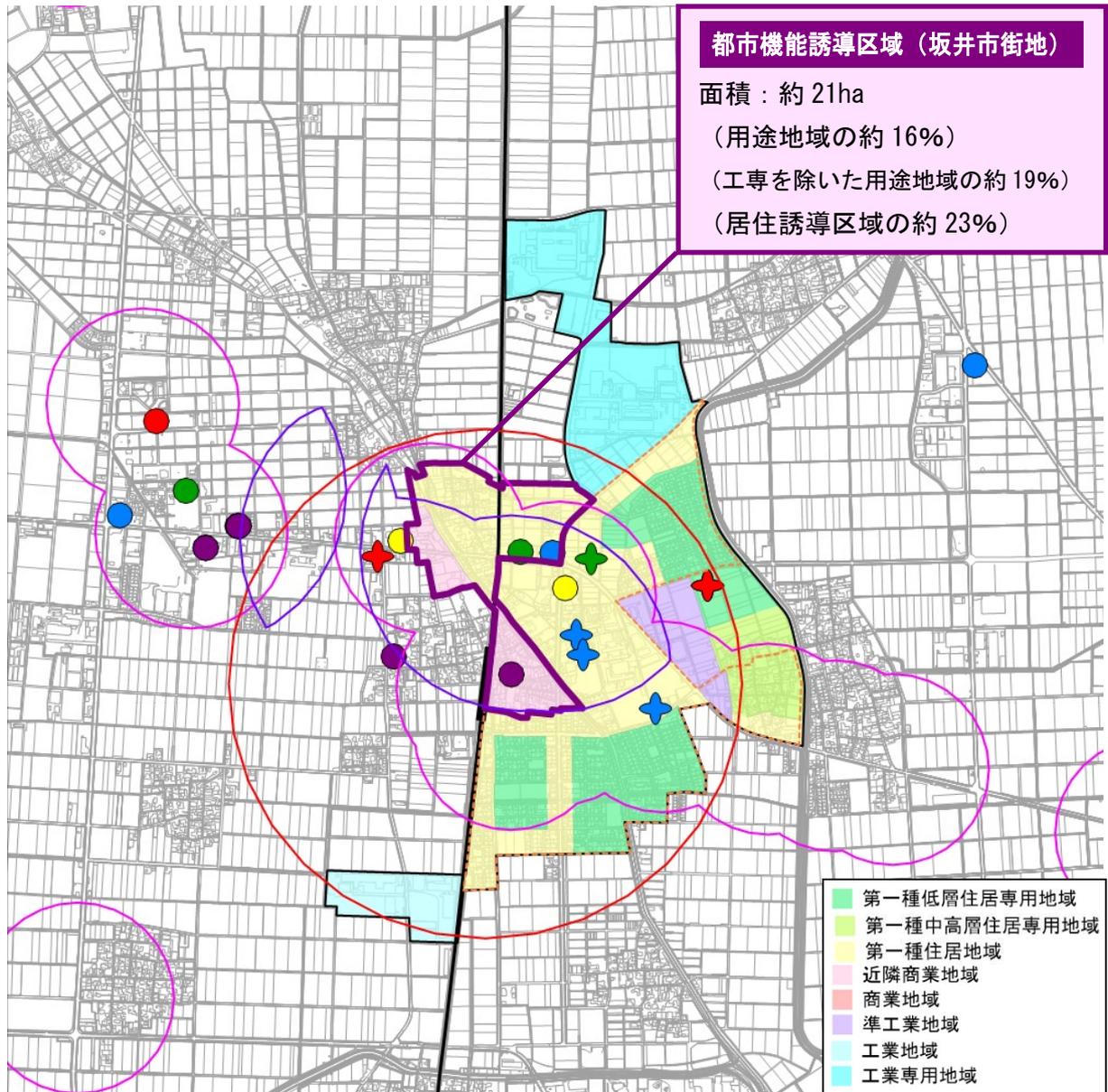
※医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の各機能が全て徒歩圏 (500m圏) にある区域

③ 春江市街地



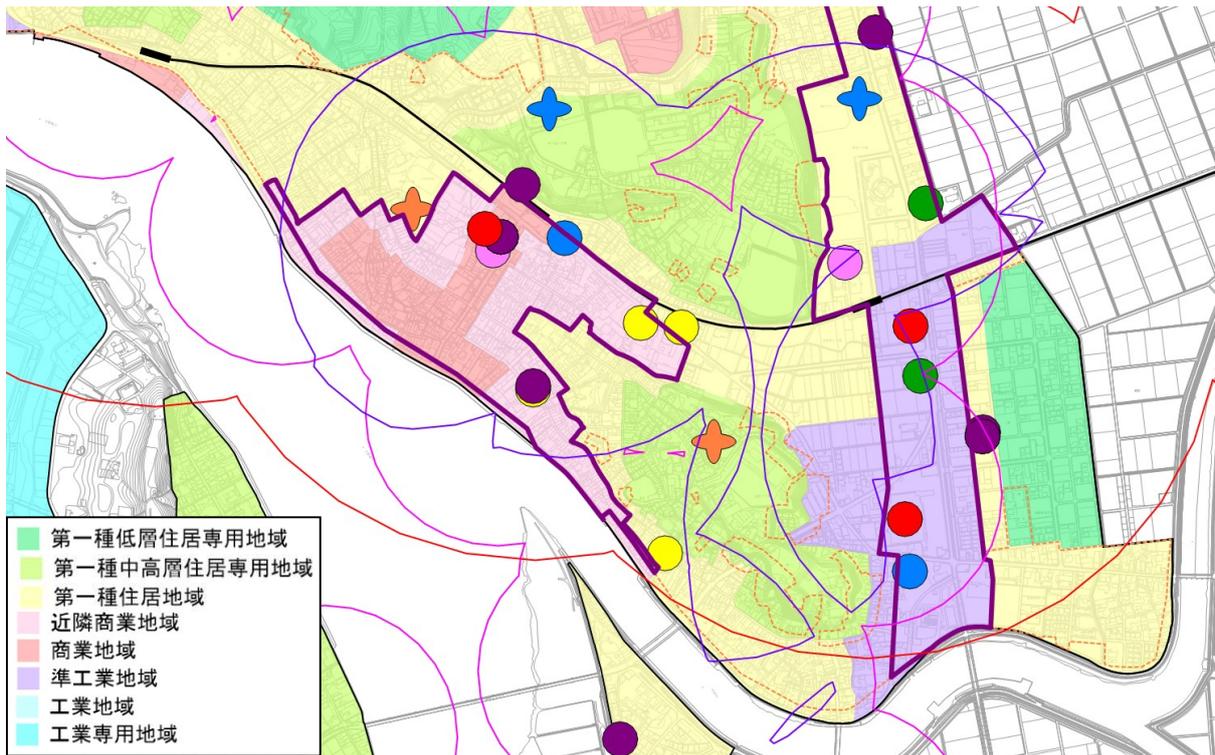
※医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の各機能が全て徒歩圏（500m圏）にある区域

④ 坂井市街地

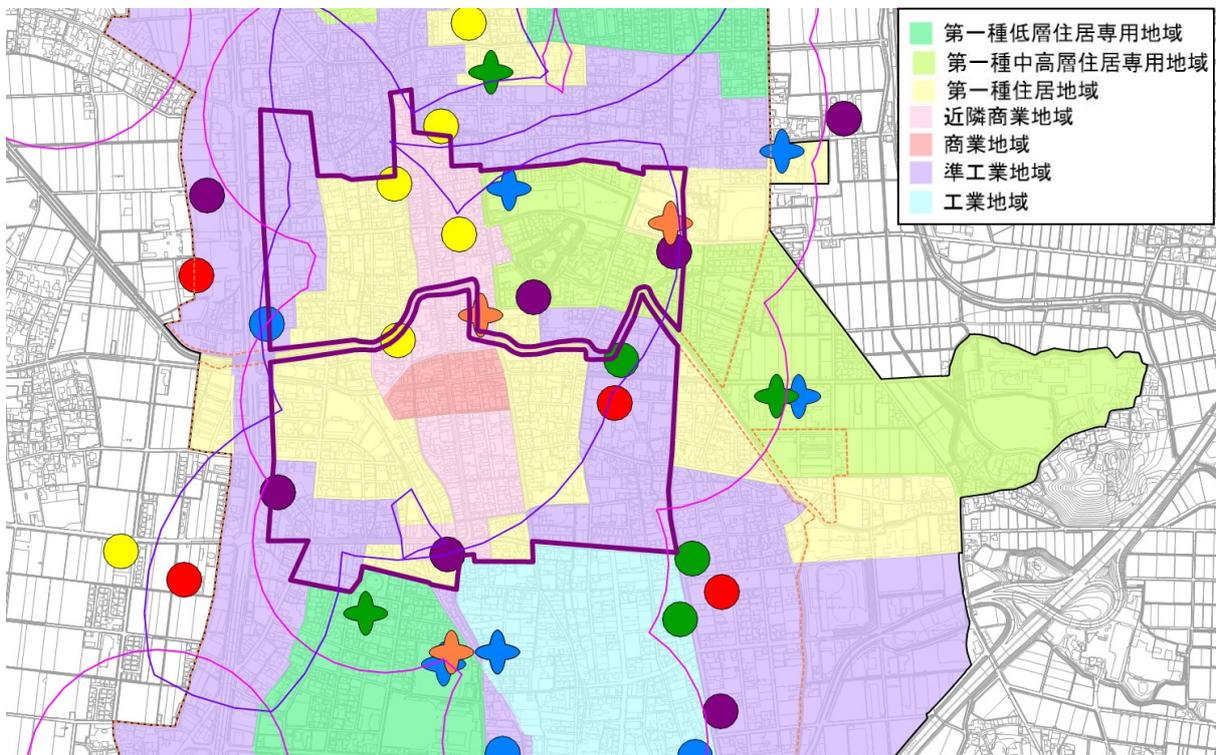


※医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の各機能が全て徒歩圏（500m圏）にある区域

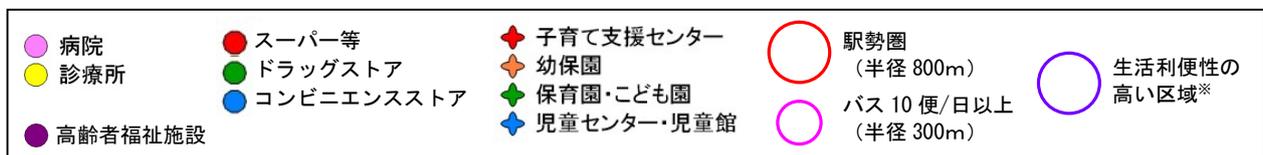
⑤ 都市機能誘導区域の拡大図



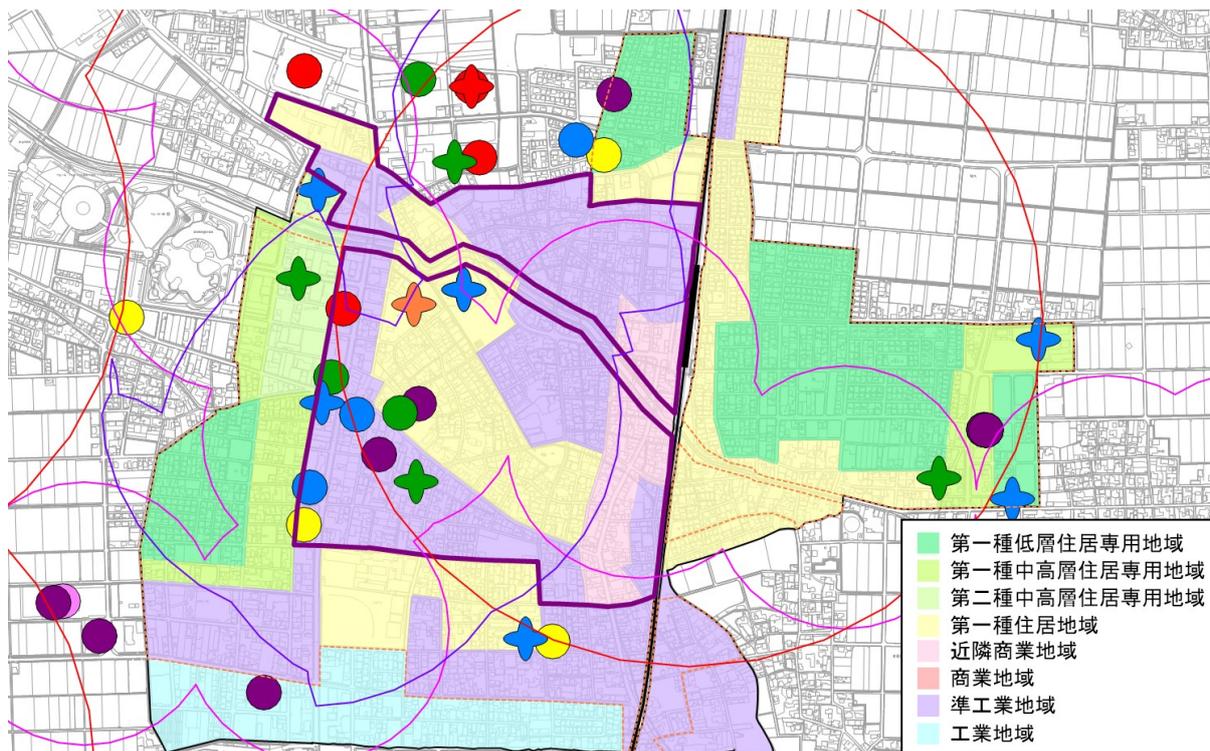
■三国市街地



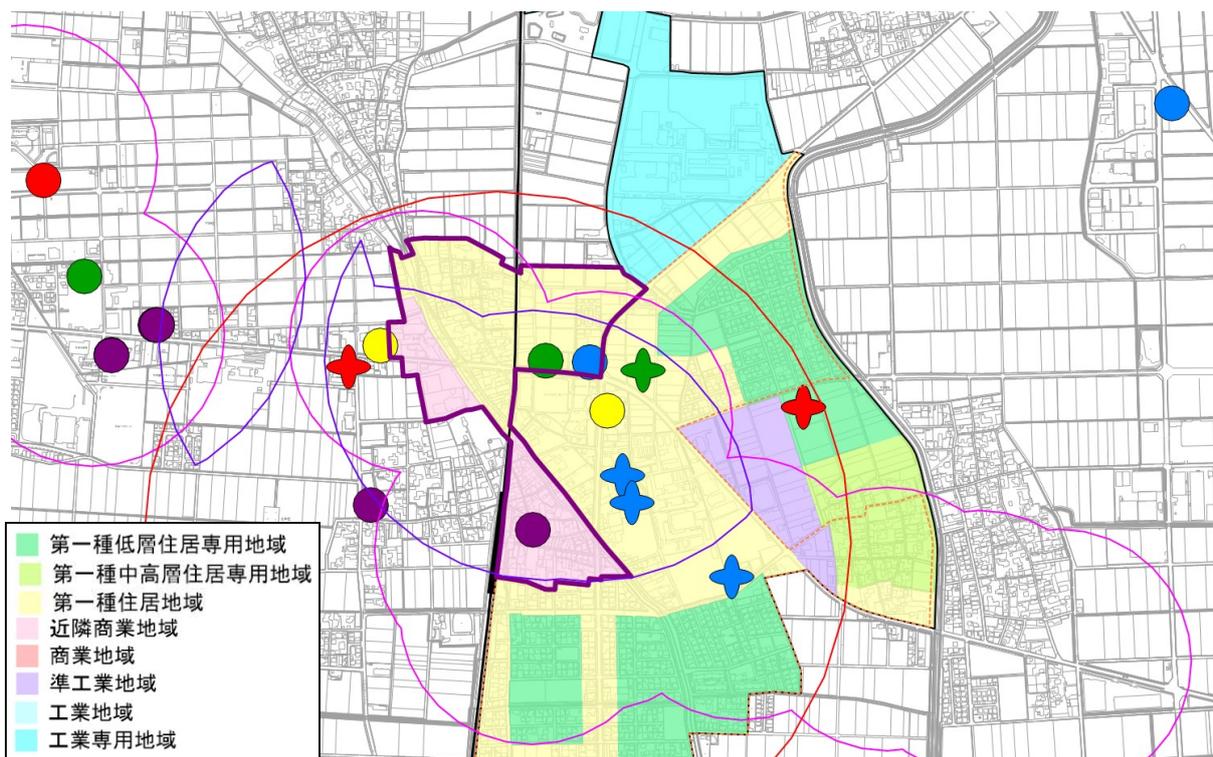
■丸岡市街地



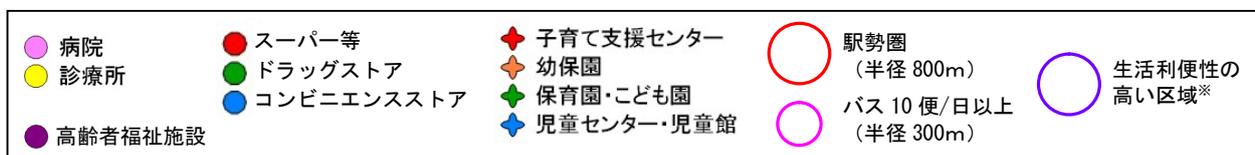
※医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の各機能が全て徒歩圏（500m圏）にある区域



■春江市街地



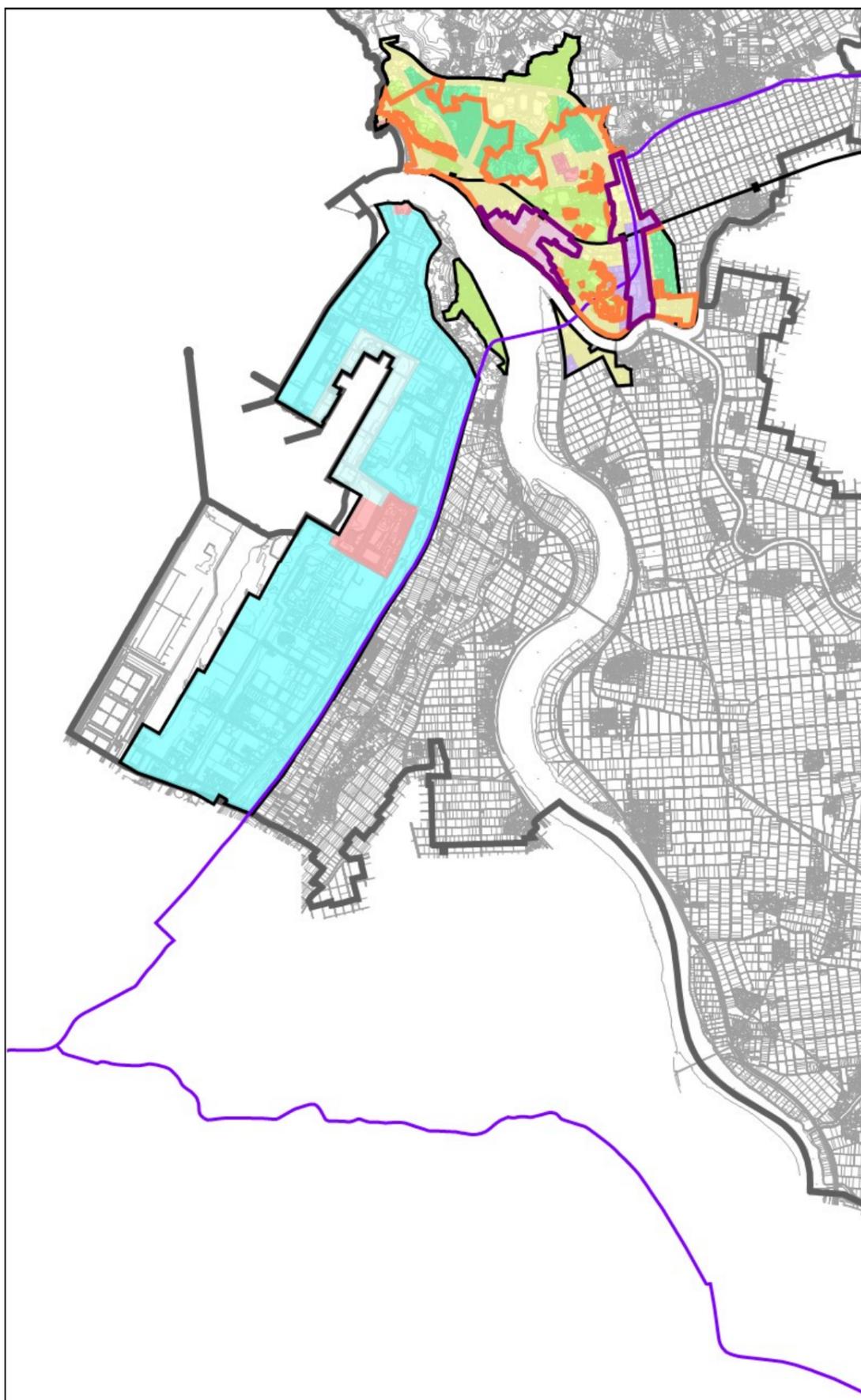
■坂井市街地



※医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の各機能が全て徒歩圏（500m圏）にある区域

■参考. 都市機能誘導区域における都市機能の立地状況

	想定される都市機能のイメージ (立地適正化計画作成の手引き(国土交通省))		都市機能誘導区域において現在立地している施設			
	高次都市機能	日常生活サービス機能	三国市街地	丸岡市街地	春江市街地	坂井市街地
行政機能	中枢的な行政機能 (例) 本庁舎	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 (例) 支所、福祉事務所等各地域事務所	・三国支所(みくに市民センター) ・嶺北消防組合嶺北三国消防署 ・郵便局(2施設)	・丸岡支所 ・郵便局(1施設)	・春江支所 ・嶺北消防組合嶺北消防署 ・嶺北消防組合嶺北消防本部 ・交番(1施設) ・郵便局(2施設)	・本庁舎
介護福祉機能	市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 (例) 総合福祉センター	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 (例) 地域包括支援センター 在宅系介護施設 コミュニティサロン等	・通所系施設(3施設) ・訪問系施設(3施設)	・通所系施設(4施設) ・訪問系施設(1施設)	・通所系施設(2施設)	・小規模多機能施設(1施設)
子育て機能	市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 (例) 子育て総合支援センター	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 (例) 保育所、こども園 子育て支援センター 放課後児童クラブ、児童館等	・三国北第二児童クラブ	・霞幼保園 ・平章児童クラブ	・春江幼保園 ・春江児童クラブ ・いと勢学童クラブ ・春江みどり保育園	—
商業機能	時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買物、食事を提供する機能 (例) 相当規模の商業集積	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 (例) 食品スーパー、コンビニ	・産直市場ピアファーム ・ハニー食彩館みくに ・Aコープジュスタイザーザ店 ・ドラッグストア(2施設) ・コンビニエンスストア(3施設)	・バロー丸岡店 ・ドラッグストア(1施設)	・ビッグベリーマーケット春江 ・ドラッグストア(2施設) ・コンビニエンスストア(2施設)	・ドラッグストア(1施設) ・コンビニエンスストア(1施設)
医療機能	総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 (例) 病院	日常的な診療を受けることができる機能 (例) 診療所	・坂井市立三国病院 ・宮崎病院 ・医院・診療所等(2施設)	・医院・診療所等(3施設)	・医院・診療所等(1施設)	—
金融機能	決済や融資等の金融機能を提供する機能 (例) 銀行、信用金庫	日々の引き出し、預け入れ等ができる機能 (例) 郵便局、ATM	・銀行(2施設) ・信用金庫(1施設)	・銀行(2施設) ・信用金庫(1施設)	・銀行(2施設) ・信用金庫(1施設)	—
教育・文化機能	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 (例) 文化ホール 中央図書館	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 (例) 図書館支所 社会教育センター	・旧森田銀行本店 ・三国湊町家館 ・旧岸名家 ・みくに未来ホール	・平章小学校 ・丸岡図書館 ・丸岡城 ・一筆啓上茶屋 ・一筆啓上 日本一短い手紙の館 ・コミュニティセンター(2施設)	・春江小学校 ・コミュニティセンター(1施設)	—



■用途地域面積に対する居住誘導区域、都市機能誘導区域の割合

	A. 用途地域 (ha)	B. 居住誘導区域 (ha)	C. 都市機能誘導区域 (ha)	B/A	C/A	C/B
坂井市計	1,798	827	238	46.0%	13.2%	28.7%
三国町	1,052	268	61	25.5%	5.8%	22.7%
丸岡町	404	288	86	71.3%	21.2%	29.7%
春江町	207	180	70	86.9%	33.8%	38.9%
坂井町	135	91	21	67.5%	15.7%	23.3%

■工業専用地域を除く用途地域面積に対する居住誘導区域、都市機能誘導区域の割合

	A. 工専を除いた 用途地域 (ha)	B. 居住誘導区域 (ha)	C. 都市機能誘導区域 (ha)	B/A	C/A	C/B
坂井市計	1,236	827	238	66.9%	19.2%	28.7%
三国町	512	268	61	52.4%	11.9%	22.7%
丸岡町	404	288	86	71.3%	21.2%	29.7%
春江町	207	180	70	86.9%	33.8%	38.9%
坂井町	113	91	21	80.6%	18.8%	23.3%

(1) 誘導施設設定の考え方

誘導施設の設定（都市計画運用指針）

誘導施設設定の基本的な考え方

- ①都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき医療・福祉・商業等の都市機能を設定
- ②当該区域および都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定める（具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる）

誘導施設として想定される施設

- 高齢化の中で必要性が高まる施設
 - ・病院、診療所等の医療施設
 - ・老人デイサービスセンター等の社会福祉施設
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - ・地域包括支援センター
- 子育て世代にとって居住場所を決める際に重要な要素となる施設
 - ・幼稚園や保育所等の子育て支援施設
 - ・小学校等の教育施設
- 集客力がありまちの賑わいを生み出す施設
 - ・図書館、博物館等の文化施設
 - ・スーパーマーケット等の商業施設
- 行政施設
 - ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等

留意すべき事項

- ・都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意※
- ・誘導施設が都市機能誘導区域外に転出するおそれがある場合は、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられる
- ・誘導施設の種類に応じて、福祉部局、商業部局等の関係部局と調整を図った上で設定することが望ましい

※都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を有する建築物の新築や改築等を行う場合は、原則として市町村長への届出が義務付けられています。

●都市機能誘導区域外で誘導施設の整備を行う場合の届出制度の運用

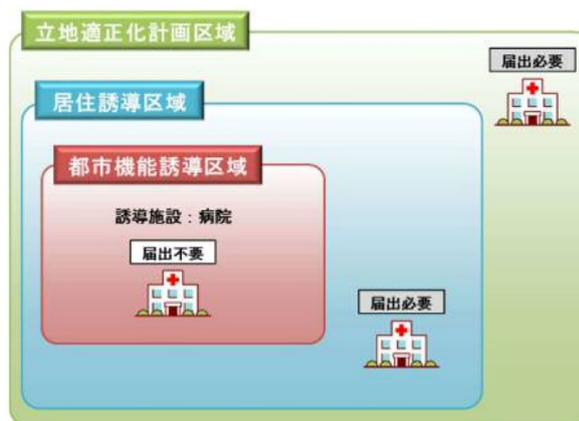
都市機能誘導区域外に誘導施設と同じ機能を持つ施設を整備する場合、原則として市への届出が必要となります。

【開発行為】

- ・誘導施設を有する建築物

【開発行為以外】

- ①誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



(2) 誘導施設を設定するための視点

視点1 現在の施設分布や徒歩圏の状況による「充足度」

- ・都市機能誘導区域は、既存の用途地域の中心部に設定することから、具体の都市機能ごとに都市全体の人口構成や将来人口推計からみた施設の充足度、施設の配置バランスを検証し、必要な都市機能を誘導施設として設定します。

視点2 個別の施設整備計画との整合

- ・良好な生活環境等の創出に向けて、具体の計画がある施設についても、まちづくりのターゲットや誘導方針との整合性を検証し、必要な都市機能を誘導施設として設定します。
- ・令和2年(2020年)5月に策定した、個別施設ごとの将来の対応方針を定めた「坂井市公共施設 個別施設計画」との整合を確保するとともに、関係部局と調整・連携を図りながら設定します。

視点3 施設の広域性、都市機能誘導区域外に立地することによるコンパクトなまちづくりへの影響

- ・市全域または4地域別の市民を対象とする広域性の高い施設で、都市機能誘導区域外(用途地域の縁辺部、用途地域外)に立地することにより、コンパクトなまちづくりに影響を与える可能性がある都市施設を誘導施設として設定します。

(3) 誘導施設の設定

① 既存施設の充足度等の検証

・坂井市の人口の推移と国立社会保障・人口問題研究所における令和27年（2045年）の見通しは以下のとおりであり、年少人口と生産年齢人口は減少、老年人口は増加する見通しとなっています。

		人口総数	年齢区分別人口			高齢化率	人口総数の構成比
			年少人口	生産年齢人口	老年人口		
2005年 (H17) 国勢調査	坂井市全体	92,318	14,926	58,609	18,715	20.3%	100.0%
	用途地域内	38,395	5,969	24,571	7,762	20.2%	41.6%
	三国町	13,279	1,866	8,399	2,972	22.4%	14.4%
	丸岡町	12,883	2,168	8,202	2,498	19.4%	14.0%
	春江町	9,444	1,478	6,115	1,852	19.6%	10.2%
	坂井町	2,789	457	1,855	440	15.8%	3.0%
	用途地域外	53,923	8,957	34,038	10,953	20.3%	58.4%
2015年 (H27) 国勢調査	坂井市全体	90,280	12,748	53,361	23,590	26.1%	100.0%
	用途地域内	36,944	5,030	21,683	9,804	26.5%	40.9%
	三国町	12,185	1,508	7,070	3,520	28.9%	13.5%
	丸岡町	12,443	1,770	7,262	3,215	25.8%	13.8%
	春江町	9,692	1,394	5,772	2,387	24.6%	10.7%
	坂井町	2,624	358	1,579	682	26.0%	2.9%
	用途地域外	53,336	7,718	31,678	13,786	25.8%	59.1%
2045年 (R27) 社人研 推計人口	坂井市全体	71,802	8,201	36,390	27,211	37.9%	100.0%
	用途地域内	29,002	3,262	14,724	11,017	38.0%	40.4%
	三国町	9,062	968	4,479	3,615	39.9%	12.6%
	丸岡町	9,878	1,134	5,045	3,699	37.4%	13.8%
	春江町	7,961	921	4,152	2,889	36.3%	11.1%
	坂井町	2,100	239	1,047	814	38.8%	2.9%
	用途地域外	42,800	4,939	21,666	16,194	37.8%	59.6%
人口・高齢 化率の増減 (2005年～ 2045年)	坂井市全体	-20,516	-6,725	-22,219	8,496	—	—
	用途地域内	-9,393	-2,707	-9,848	3,255	—	-1.2%
	三国町	-4,216	-898	-3,920	643	—	-1.8%
	丸岡町	-3,004	-1,034	-3,157	1,201	—	-0.2%
	春江町	-1,484	-557	-1,963	1,037	—	0.9%
	坂井町	-689	-218	-808	374	—	-0.1%
	用途地域外	-11,123	-4,018	-12,371	5,241	—	1.2%

※1：人口は国勢調査の小地域別人口の積み上げ（一部、用途地域内外に按分）による

※2：用途地域外には都市計画区域外を含む

- ・令和 27 年（2045 年）時点の推計人口（坂井市全体の人口：71,802 人、居住誘導区域内人口（市街地の特性から用途地域内人口を準用）：29,002 人）と、以下に示す都市機能ごとの圏域人口から、既存施設の充足度を検証します。

○ 商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。

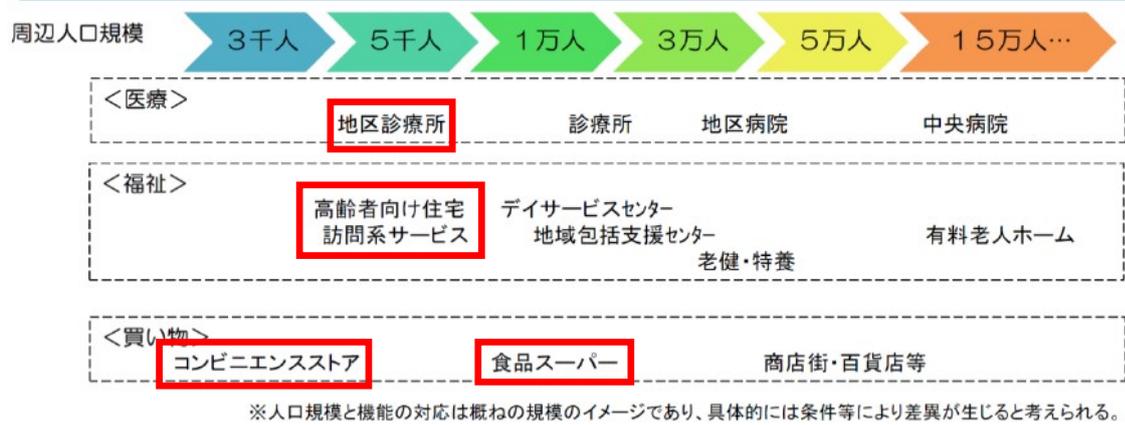


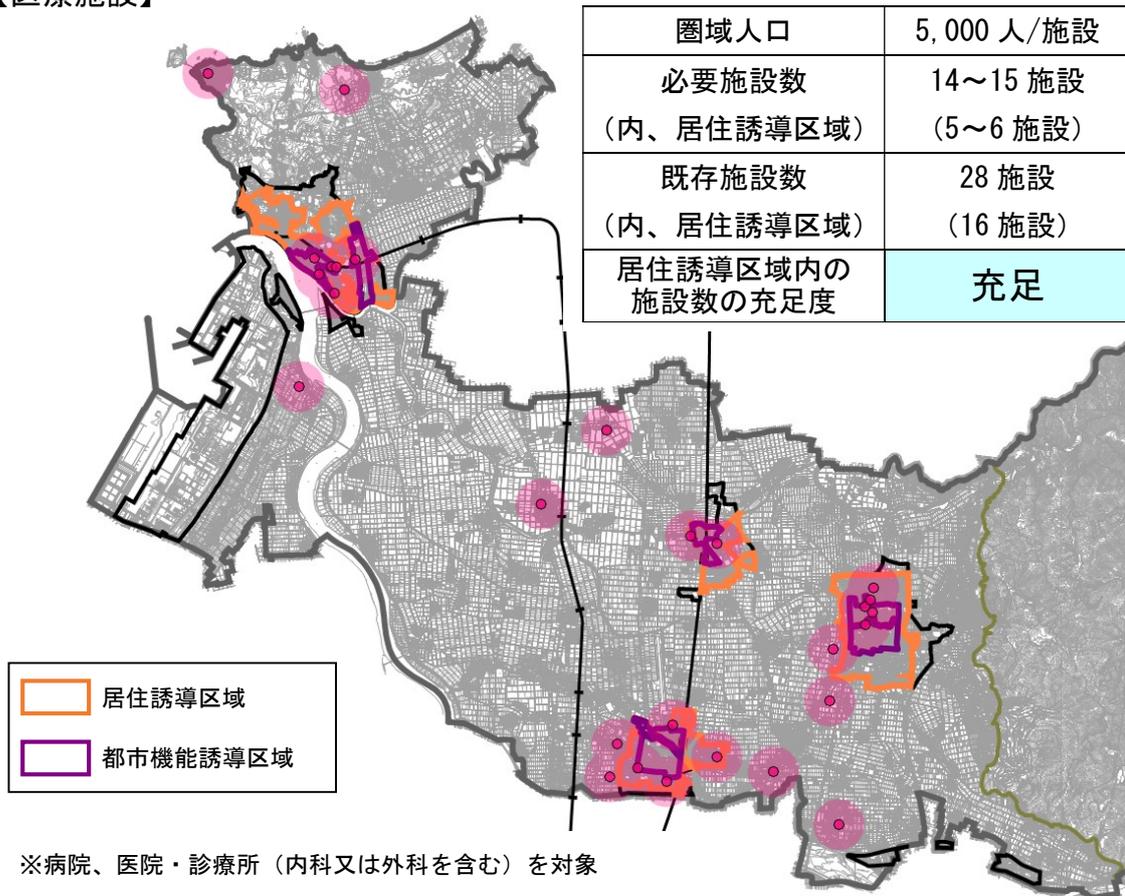
図 都市機能の利用圏人口

資料：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションにより国土交通省作成

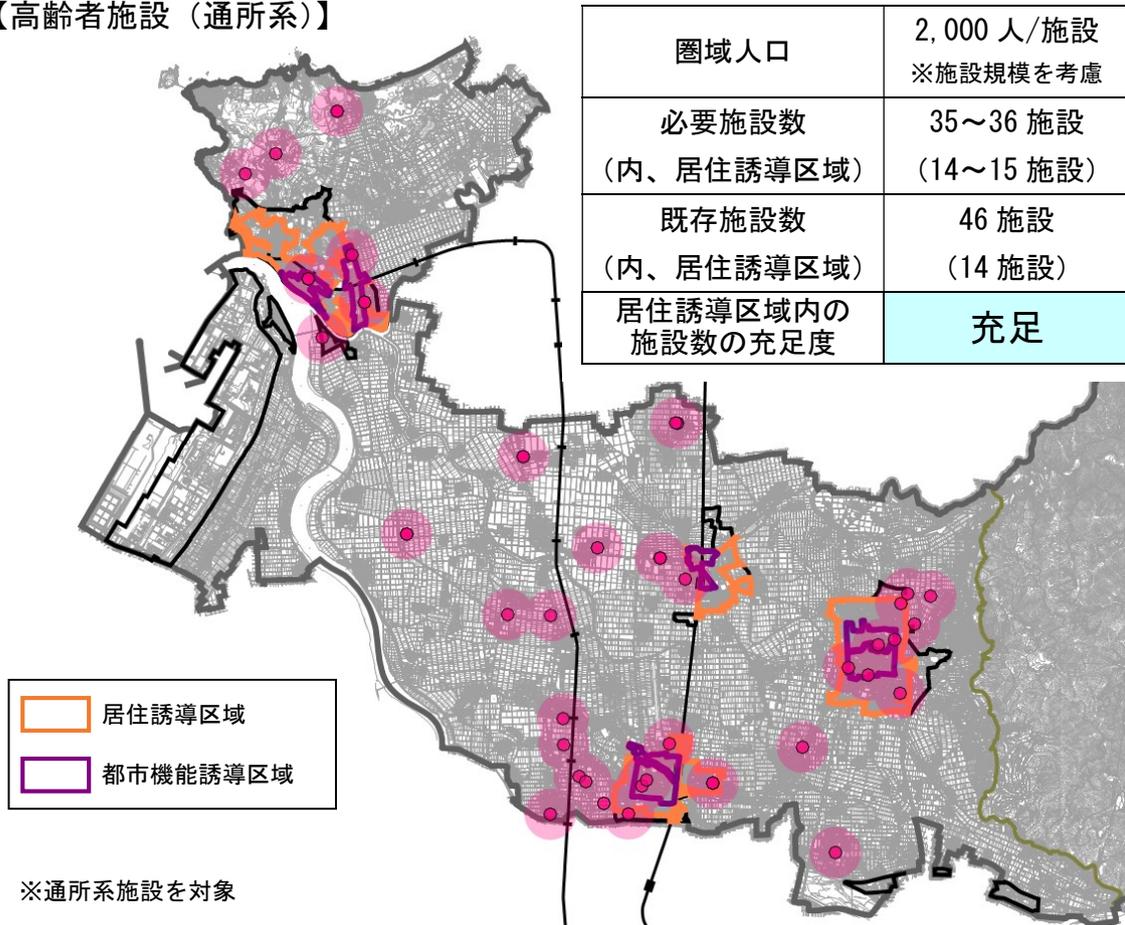
- ・充足度の検証は、坂井市全体と三国・丸岡・春江・坂井の市街地ごとに行い、市街地ごとには施設の配置バランスについても検証します。
- ・配置バランスについては、高齢者の利用を考慮し、各施設の利用圏域を半径 500m と設定して行います。

ア) 坂井市全体の充足度

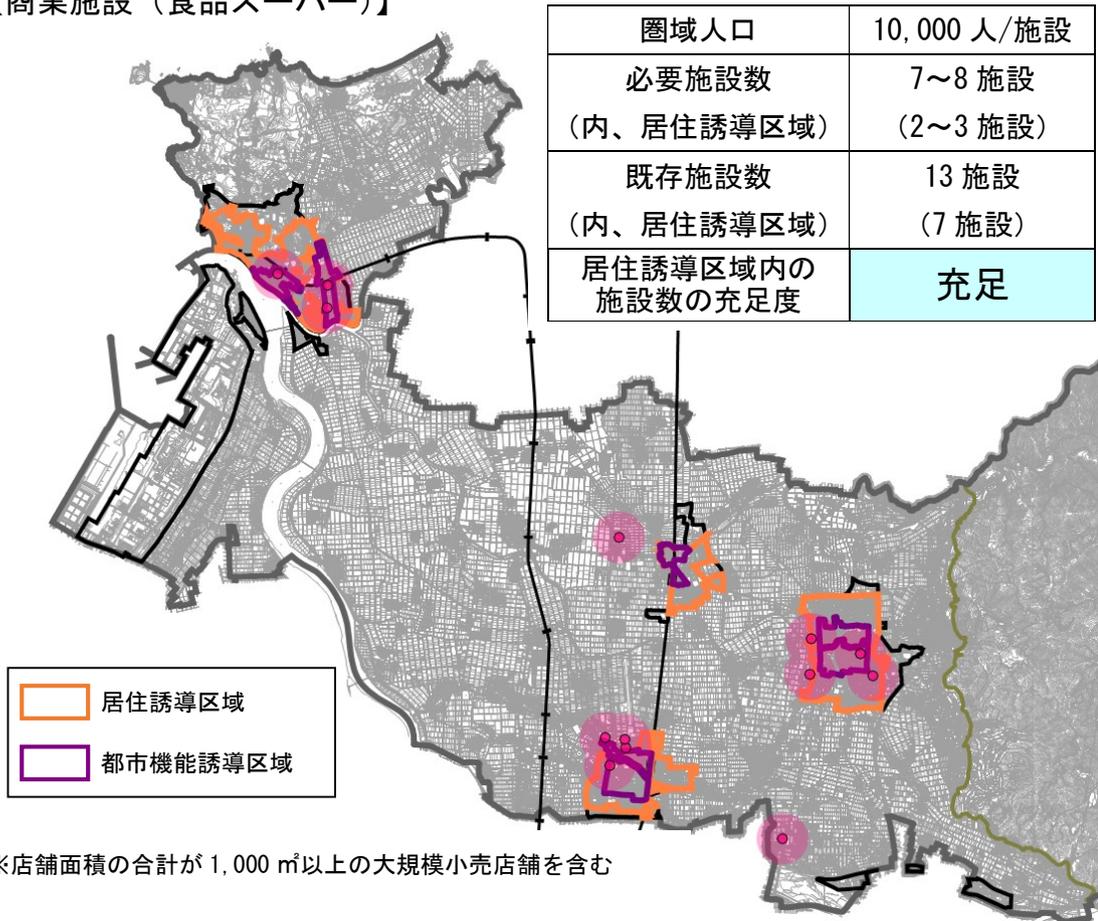
【医療施設】



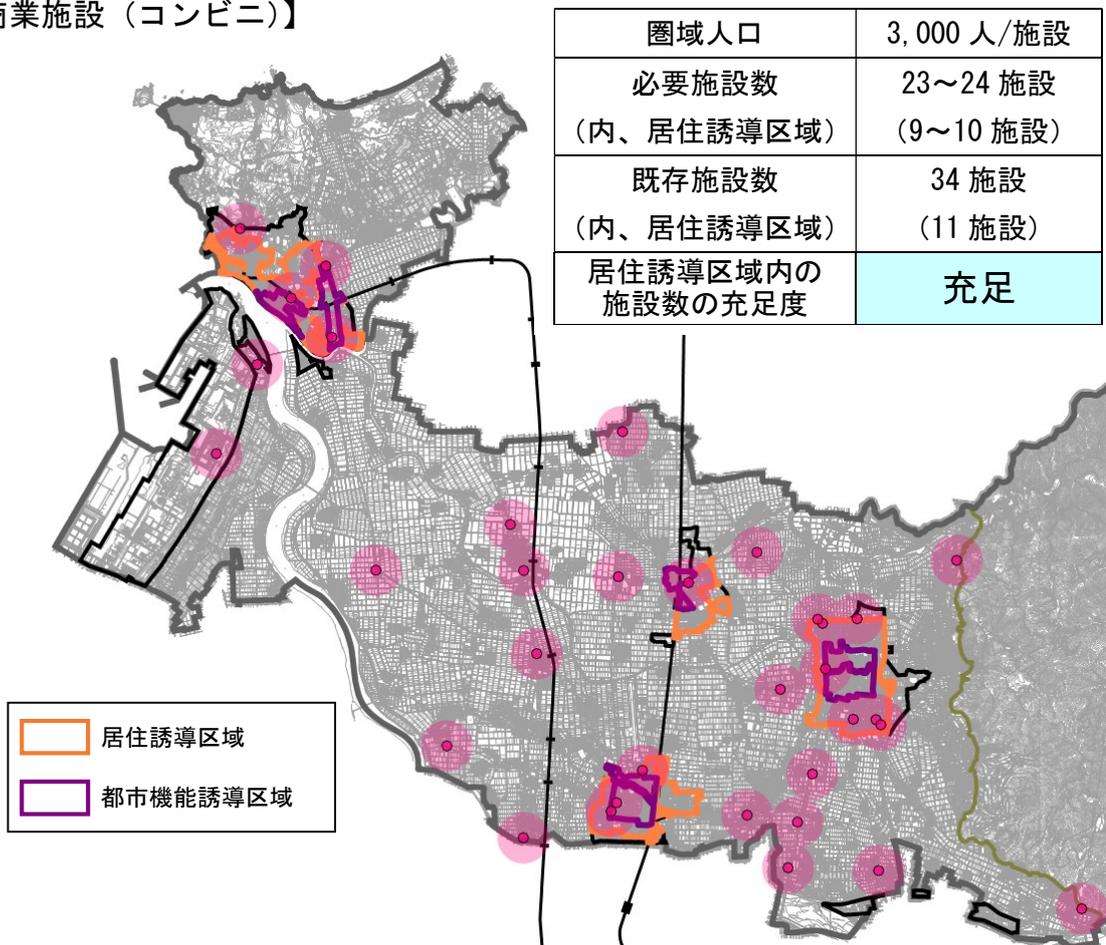
【高齢者施設（通所系）】



【商業施設（食品スーパー）】



【商業施設（コンビニ）】



【子育て支援施設】

